議会運営委員会報告書

令和8年8月26日

備前市議会議長　石　原　和　人　様

委員長　立　川　　茂

令和8年8月26日に委員会を開催し、次のとおり協議決定したので議事録を添えて報告する。

記

案　　件	調査結果	備　考
1　議会の運営に関する事項についての調査研究 ①　9月第3回定例会（令和8年9月1日招集）の運営について ②　請願・陳情の受理状況	継続調査	―
2　議長の諮問に関する事項についての調査研究 ①　令和7年度決算（議会費）について ②　議員研修会の開催について ③　議会運営委員会の行政視察について ④　執行部からの申しれについて ⑤　議会運営委員会の協議事項について ⑥　行事予定について	継続調査	―

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	令和8年8月26日（月）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午前11時47分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出 席 委 員	委員長	立川　茂	副委員長	森本洋子
	委員	中西裕康		尾川直行
		青山孝樹		中村国広
欠 席 委 員		なし		
遅 参 委 員		なし		
早 退 委 員		なし		
列 席 者 等	議長	石原和人	副議長	藪内　靖
傍　聴　者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説　明　員	議会事務局長	國光裕一郎	議会事務局次長	青木弘行
	庶務調査係長	石村享平	議事係主査	田中康平
審 査 記 録	次のとおり			

午前９時３０分　開会

○立川委員長　皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより議会運営委員会を始めさせていただきます。

１番目に、議会の運営に関する事項についての調査研究ということで①、９月第３回定例会、令和８年９月１日の招集の運営についてを議題といたします。

事務局から御説明いただきます。

○青木議会事務局次長兼議事係長　それでは、９月第３回定例会の運営につきまして御説明させていただきます。

本定例会につきましては、昨日市長より招集告示がされ、同日議案が送付されております。

それでは、レジュメに沿って、会期、議事日程等について御説明いたします。

別紙の総括日程表案を御覧ください。

まず、会期につきましては、７月２７日に開催されました当委員会において予定として日程を御協議いただいていたとおり、９月１日から２９日までの２９日間としております。

続きまして、議事日程でございますが、１日の初日の運営につきましては後ほど御説明させていただきます。

一般質問につきましては、９月９日から１１日までの３日間としております。通常どおり質問議員数をあらかじめ御決定いただき、予告周知したいと考えております。通告者数につきましては１０人から１５人までを想定し、日程表内に案としてお示ししておりますので、併せて御協議、御決定願います。

週明けの１４日に議案の質疑、委員会付託、諮問第２号の採決、請願の上程、紹介、委員会付託を行っていただき、休会の１５日から２４日までの間に各常任委員会において付託案件の審査を行っていただきます。各常任委員会の開催日及び予備日につきましては、日程表案に記載のとおりでございます。２９日の最終日は、委員長報告、討論・採決を行っていただき、閉会となります。

それでは、レジュメに戻っていただき、付議事件でございますが、市長提出議案が３２件、監査報告３件、新規に受理した請願が２件で、内訳につきましてはレジュメに記載のとおりでございます。

続きまして、審議方法でございますが、諮問第２号の人事案件と報告第１０号、報告第１１号及び報告第１２号を除き所管の常任委員会への付託審査としております。付託案件につきましては、別紙の委員会付託案件表案並びに請願文書表案のとおりとしております。

議案第７７号の一般会計補正予算（第２号）につきましては、７月１１日に御逝去されました名誉市民であり人間国宝であられます伊勢崎淳氏の市民葬に係る予算でございます。初日に御議決をいただきたい旨の申出をいただいております。本案につきましては、質疑の後、予算決算審査委員会へ付託、委員会審査を経て委員長報告、討論、採決の予定としております。

諮問第２号につきましては、定例会第１４日目、９月１４日月曜日の質疑日に質疑終了の後、先例によりまして委員会付託、討論を省略して採決をしていただく予定としております。

報告第１０号から報告第１２号の３件につきましては、定例会１４日目の９月１４日の質疑日に質疑終了をもって議了となります。

監査報告３件につきましては、初日に一括して代表監査委員から順次御報告をいただく予定としております。

続きまして、一般質問の通告期限でございますが、定例会第３日目、９月３日木曜日午前１０時としております。病院事業者への質問でございますが、事前に病院総括事務長を通じまして管理者の日程を確認いたしたところ、１１日金曜日の午後にということでございましたので、この日の最後にお願いしたいと考えております。したがいまして、通告時に引かれるくじの番号にかかわらず、発言順位に変更が生じる場合もございますので、御了承願います。

なお、通告者の総数や予定外のことが生じた場合には、再度議会運営委員会で御協議いただくこともございますが、お集まりいただく時間的な余裕がないときなどは議長において御決定いただくことを御一任いただければと思います。

続きまして、質疑の通告期限でございますが、定例会第７日目、９月７日月曜日午前１０時としております。なお、初日に御議決いただく議案第７７号、また議案第７８号の一般会計補正予算（第３号）、それと議案第８８号の７年度決算認定議案につきましては、先例によりまして本会議での質疑は行わないこととなっておりますので、御承知おき願います。

続きまして、会議録署名議員でございますが、４番中村議員、５番石原議員、６番奥道議員を指名させていただきたいと考えております。

最後に、その他でございますが、決算認定議案の審査につきましては例年のとおり一般会計の決算認定議案は継続審査としていただき、閉会中に御審査いただきたいと考えております。

なお、閉会中の予算決算審査委員会の審査日程につきましては、事前に事務局において調整させていただき、別紙の開催案内のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

各特別会計、事業会計につきましては、こちらも例年どおり付託される各常任委員会にその取扱いをお任せされてはいかがかと考えております。

それでは引き続き、９月１日初日の日程について御説明いたします。

別紙の第１日目の日程表案を御覧ください。

定例会の開会に当たりまして、議長、市長、教育長から諸般の御報告をいただきます。日程１で会議録署名議員の指名、日程２で会期の決定、日程３で議案の一括上程、市長から提案説明を行っていただき、日程４で監査報告を行っていただきます。日程５で先ほど御案内いたしました議案第７７号の質疑、委員会付託を行っていただき、本会議を休憩していただきます。本会議休憩中に予算決算審査委員会において御審査を行っていただき、審査終了後、本会議を再開、日程６で委員長報告、日程７で討論、採決を行っていただき、初日は散会となります。

９月第３回定例会の運営につきましては以上でございます。

○立川委員長　３回定例会の御説明が終わりました。何か気になるところ、もしくはこれはどうかなっていうところがございましたらどうぞ。

○尾川委員　その他の決算認定の議案の審査で、まず総務関係、入りのほうからぜひ、総務関係の税収とか交付税とかから審査に入るようにお願いしたい。

○立川委員長　４日間にわたる審査、各それぞれ委員会ごとにですが、収入のところから始められませんかというところですが、この調整についてどうぞ。

○青木議会事務局次長兼議事係長　尾川委員が言われるように、そのような日程調整を事務局でもさせていただいたところでございますが、このたびはその御意向に応えることができなくて、このような日程になっております。今後はおっしゃられるように、歳入の部分から総務のほうの関係が最初にできるように調整していきたいとは考えております。

○立川委員長　その理由は調整がつかないということだけ。

○青木議会事務局次長兼議事係長　もう日程の調整がつかなかったというところでございます。

○立川委員長　引き続き申入れはしといたらいいんじゃないですか。この点もまた要望しといてください。

○中西委員　前回の議運のときに、初日、つまり９月２日だったものを９月１日に変更した、議運で問題になった点について執行部はどのように御返答されておられますでしょうか。

○國光議会事務局長　昨日、トップ会談の場で、議長から市長へ、日程調整はくれぐれもよく精査して、日程変更を極力行わないようにという要望をいたしました。それに対して、市長は分かりましたと、よく精査して今後そのようなことがないように日程調整を行いますので、今回は申し訳ございませんでしたということで回答がありました。

○中西委員　前回問題になった日程調整は日程調整という形ですけども、この議案書を上げるために、次の市長の２日の日は昼から既に予定が入っているということで、この補正予算（２号）を上げて審査するためには１日に変更しなければいけないということだったと。議場は生身のものですから、何が起こるか分からないということで言えば、９月２日に初日を持ってくるのが最初から適切だったかどうかということについての御判断のところだったと思う。そこのところは議会日程を組む上での執行部の基本的な姿勢の問題が僕はあるんじゃないかと思っております。そこの点については別に何もお聞きになられなかったわけですよね。

○石原議長　先ほど局長が申しましたように、昨日お伝えをしたところですが、日程調整における予定の精査であったり、２日の午後市長が不在ということで、こういう形での日程変更になったわけですけれども、その点も併せて、くれぐれもそういう形での日程変更が今後なきようにということで、申入れさせていただいたところでございます。

○中西委員　議会日程を組むときから、２号の補正があるのが大前提の初日の組み方なわけなんで、２号補正をやると昼に延びると、午前で終わらないということでこういう形になったという

ことで、議会が開かれる前にこういう調整がされること自体が私は異例のことだと思うんで、今後我々も気をつけて見ていかなければいけないと思っております。

○立川委員長　これはお願いですけど、昨日の今日で申し訳ないけど、議運からお願いしたようなことの報告を前もってしていただけたらというお願いです。

○中西委員　これは議案の審査になるのかも分かりませんけども、９月１日に行う補正予算２号、恐らく日程も会場も決まっていると思うけど、この文書を読む限りは出ていないと僕は思うけども、出とった。

○國光議会事務局長　伊勢崎先生の市民葬、お別れの会の日程ですよね。これは報道規制、執行部のほうが定例会初日に市長から挨拶の場で正式に発表するということで、報道機関にもそれまでは言わないということに、発表しないということになっており、日程はほぼほぼ決まっていますけど、今の段階では公表しないということでございます。

○立川委員長　昨日、議案の中に新規事業シート出ていませんでしたっけ。

○國光議会事務局長　場所はその新規事業シートに書いてあると思いますけど、日にちは入ってないと思います。

○立川委員長　日にちは１日の日に市長が説明すると。

○國光議会事務局長　挨拶の中で市長が発表されるということです。

○中西委員　これ何で発表が９月１日の市長発表になるんですか。

○立川委員長　その理由について聞いておられますかというところです。

○國光議会事務局長　理由は特に聞いていないですが、合同開催となることで、御先方との話合いの中で、発表はこの日って決めたのではないかとか、あくまで僕が想像しているところでございます。

○立川委員長　というところで、それについてはそこまでのお話しかないよと。合同でやるよ、その発表は１日に詳細発表。詳細にもう発表されるんでしょう。日にちだけ。

○國光議会事務局長　正式発表は１日の市長挨拶の中で行うということを聞いています。詳細なところをどこまで言われるかは、全文聞いていません。新規事業シートが必要な部分は提出していただいておるという理解でございます。

○立川委員長　詳しいことは新規事業シートを見てくださいと、日にちの発表をやるよというところは御挨拶の中でされるという理解でいいわけですね。

○國光議会事務局長　はい。

○立川委員長　ということでお願いをいたします。

あまり疑念が残るような進め方はやめてほしいと執行部に言うといてください。理由はこうこうこうで、こうしますということをはっきりいただけたらという思いはお伝えいただけたらと思いますが、議長のほうからでも執行部のほうへぜひ。する、せんは執行部のあれなんで。

続きまして、②請願・陳情の受理状況、よろしくお願いします。

○青木議会事務局次長兼議事係長　続きまして、②の請願・陳情の受理状況についてでございます。

別紙の請願文書表案と請願書を御覧ください。

昨日までに受理いたしました請願は、請願第１号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引上げを図るための２０２７年度政府予算に係る意見書提出に関する請願と、請願第２号非核三原則の堅持法制化を求める意見書の提出に関する請願の２件であります。提出者、紹介議員につきましては文書表案のとおりでございます。

請願第１号につきましては厚生文教委員会へ、請願第２号につきましては総務産業委員会への付託としております。

なお、陳情につきましては、昨日までに受理したものはございませんでした。

○立川委員長　請願はお手元に請願文書表の案が入っていると思いますが、請願第１号、請願第２号がされましたということで、これはこれでもうよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ということで、陳情はありませんということで、進めたいと思います。

それでは、２番の議長の諮問に関する事項についての調査研究、①令和７年度決算（議会費）について御説明いただけるんですか。

○石村庶務調査係長　それでは、令和７年度議会費の決算状況について御説明を申し上げます。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

議会費につきましては、ほぼ前年度と同様の執行がされておりますので、増減のありました項目を中心に御説明申し上げます。

まず、報酬、期末手当ですが、ほぼ昨年度と同額でございます。

共済費につきましては、減額となりましたのは共済掛金率の引下げによるものでございます。掛金率につきましては備考欄に記載をしております。

旅費につきましては、厚生文教委員会がバスを借り上げて視察に行かれた関係で、委員会調査旅費２４万７，４５０円を使用料及び賃借料の自動車借り上げ料に流用いたしております。その他の委員会におかれましても、旅費の範囲内で視察を行われた関係で、１００万円程度の不用額が生じております。

公債費は８件で、５万９，９０５円の執行となりました。

役務費は、広告費が増えた分増額となっております。

使用料及び賃借料は、委員会調査旅費の増額によるものと考えます。

負担金補助及び交付金につきましての執行残は、政務活動費の返還分によるものでございます。

公課費は、議長車の車検の年であった関係で減額となっております。

最後に、井原市で開催されました岡山県市議会議長会主催の議員研修会に参加する際に、総務

費の一般管理費でバス運転員の報酬１万１，８４０円をお支払いしております。

これらに関する議会費で、全体としましては１億３，０７４万４，０００円の予算に対しまして１億２，７８６万２，１７５円の執行となりまして、執行残は２８８万１，８２５円となっております。

７年度決算につきましては以上でございます。

○立川委員長　御説明が終わりました。何か気づいたところ、これ聞いとこうと思うところがございましたら。

どうぞ。

○中西委員　執行残額が結構多かったけど、主なところは何だったんでしょうか。

○石村庶務調査係長　主な執行残は、執行残額というところを見ていただきますと、旅費が１００万円強、それから政務活動費が負担金補助及び交付金の１１７万６，０００円、これはほぼ政務活動費でございます。

○立川委員長　ほかには何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、この項目は終わりたいと思います。

それでは、②議員研修会の開催についてよろしくお願いします。

○石村庶務調査係長　今年度の議員研修会についてでございますが、７月２７日に開催されました議会運営委員会において、本年度は日本大学の林紀行教授をお招きして議会基本条例に関する研修を行うこととして日程を調整する旨の御指示をいただいておりました。１０月から１１月で講師の予定を確認しましたところ、開催が可能な日程は１０月２３日金曜日となりましたので、同日午後１時より議場にて開催する方向で進めたいと考えております。

○立川委員長　今回は、議員にこの条例の理念を浸透させるためと、一般選挙を経た任期開始後速やかにということの適用で、今回日本大学法学部の林先生に来ていただくと。議会基本条例についてのお話をいただきます。１０月２３日金曜日午後１時からということで今お話がありましたので、よろしくお願いしたいと思います。

何かございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、この要項で進めたいと思いますが、よろしくお願いします。

それでは、３番目、議会運営委員会の行政視察について。実施日。

これは各委員会、会派、いろんな視察に出られるというところで、この秋は無理かなと思っておりますので、年明け、１月ぐらいに２月議会が始まるまでにできたらというところで日程を決めさせていただきたいと思いますが、その後の視察先についても、二、三、候補はいただいておりますが、こちらで進めさせてもらってもよろしいでしょうか。今お聞きしとるのは、東京方面かな。

○青木議会事務局次長兼議事係長　お聞きしておりますのは墨田区議会さん、それから戸田市議会さんの２団体を御提案いただいております。

○立川委員長　今の２件、関東方面というところが候補に挙がっておりますが、もしよければ後でも結構です、教えていただければ。こちらで進めたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程的にはそんな感じを考えております。

また候補があればこちらで検討させていただきたいと思いますが、それでよろしくお願いをします。

④執行部からの申入れについて。

○石原（和）議長　委員の皆様のお手元に、昨日ですけれどもトップ会談がございまして、市長のほうから申入れをこういった形の書面で頂戴をしまして、コピーしたものをお配りしておりますが、御確認いただければと思います。

大きく４点申入れがなされておりますが、それら全て本文の５行目にございます、今後のより充実した政策論争を実現するため、一般質問ですね。そちらに向かうために市議会とともに確認もいただいて、よりよい一般質問に向かっていきたいというような思いのところのようでございます。

１番、ここも改めて議会として議員皆さんに御確認いただきたいと思うんですが、質問の明確化ということで、通告後の要旨聞き取りですね、通告後の。そのところにおいて、質問の趣旨であったり内容をとにかく明確にしておいていただきたいと。聞き取り時点でずばり質問されるところはしっかりと調整をして、確認をさせていただきたい。明確化されたものにしていただきたいということでございます。

それから、２番目、通告の内容を重視ということで、こちらも改めて御確認をいただければと思うが、通告期限後における質問内容の変更は行わないようにしていただきたいということで、先ほどの１番にも共通するかと思いますけれども、通告または聞き取り時点でしっかり質問内容は確立されたものとなりますようにしていただきたい。変更があったりしますと、答弁の調製等で混乱も生じますので、そのあたり改めて御確認いただきたいということです。

それから、３番目、通告事項の遵守ということで、通告されていない事項の質問は行わないようにしていただきたい。これも議会の一般質問の大きなルールでありましょうし、それから私も差配のところで改めてこの点も不十分な点もございましたので、しっかりと自分自身も反省をして臨んでいきたいと思いますけれども、議員の皆様も改めてこの点、３点目、確認をしていただきたいということでございます。

それから、４番目、要求資料の適切な運用についてということで、質問における資料提出の在り方及び資料の適切な運用について今後継続した協議をお願いしたいということで、これは今後

資料の要求の在り方、資料の提出の在り方、お出しいただいた資料の一般質問におけるさらなる有効活用、そういうところに向けて執行部と議会の側で今後もお考えいただきながら協議を進めていければということで、とかく昨今ございました事務局にも一般質問の動画の様子を御覧になられとる市民の方からも何件か問合せがあったり、皆さん方のところにもおありか、私のところにも個人的にもそういった御連絡をいただくことがあったが、議員の側で資料をお願いをして、データ的なもの、数字的なものをお願いをして、それが当日の朝出てきて、答弁においては、何件かあったけれども、何番目の何点目についてはお手元の資料のとおりですという答弁、やり取りがちょくちょく見受けられますんで、それを聞いとる方にしてみれば、一体どういった内容なのか、聞くだけでは全く分かりませんので、改善というかどうにかならんもんでしょうかみたいなこともございまして、瀬戸内市議会の方に、それから事務局からもお聞きいただいたり、赤磐もですけれども、恐らくそういったところではそんなに一般質問において執行部に対して資料をお願いして御提示いただいてのやり取りはさほど行われていないですよということでございますので、これはいま一度今日議運でこういう形でお知らせをさせていただいておりますけれども、市議会として、また議員の皆さん、いま一度一般質問における資料の在り方をお考えいただいてというところでございます。

以上、４点こういった形で書面で昨日お受けをしたところで、今日の議運でもって皆さん方に御紹介、御案内、働きかけをさせていただきますということで、今日こういう形でさせていただいております。

○立川委員長　今、議長からお話がありました。皆さんのお手元にあると思いますが、一般質問の運用に関する申入れ書ということで４点、質問の明確化というところで、これは当たり前のことですけど、２番目の通告の内容の遵守、これも当たり前のことで、通告事項の遵守、これも通告外の発言はしないようにということはもう、最近ちょくちょく見られるのは、通告してないのに前振りしたりとか、そういうところも入るのかなと。

資料要求については適切な運用ということで、さっきも御説明がありましたけど、これは資料請求というのはどういう扱いになるんですか。強制、出してくれとか、例えば執行部の御厚意で出ているとか、そういったところら辺の対応はもともとはどうなんですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　もともとの対応ですけれども、議員個人に資料請求を認めるという地方自治法とか、そういった法令の規定はありません。執行機関が議員の資料要求に応じるかどうかというのも法的な義務もございませんので、今までは御協力いただけているというところが本当のところだと思います。

○立川委員長　現況では、執行部の御厚意による提出と。本来はごめんなさいを言ってもいいよというところですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　そのとおりでございます。

○立川委員長　ということで、適切な運用という言葉になっていますけど、そこら辺ひっくるめ

て、何か御意見ございましたらどうぞ。

○尾川委員　今までこんな文書が執行部から出てきたことあるんかな。記憶ねえけど。

それと、地方自治法なんかに質問の通告どうのこうのと、慣例の問題で、別に構やへんのじゃないかな、質問しても。たまたまそういう通告したものに対して真摯に答えてくださいという意味であって、別に質問したらいけんということじゃねえと思うけど。あくまでも運用で、慣例でお互いにできるだけ正確な答弁をしていただきたいということで通告してきとると思う。それをとっぴに質問しても構やへんと思うけど、その辺はどういう認識でこんなことを書いてきとると思うけど。

○國光議会事務局長　少し補足します。

書面では伝わらないかもしれませんが、執行部はあくまで、今までどおり資料提出については丁寧に資料を作って、正確な資料を極力出していこうという意思は変わりございません。ただ、最近件数と資料の内容によって、大分重たい資料が通告と同時に出されるということが散見されたもので、そこで問題提起というか、一緒に議会とともに極力御意向に沿えるようには資料を提出するというのを前提に協議がしたいというところでございます。本来的に、法律上そうであるというところは認識しつつ、執行部は極力それに応えたいというところでございますので、否定するというものではないということでございます。

○青山委員　資料請求については２点。

１点は、資料を質問の場で使う使い方について、ある程度どの数字とかという内容を聞かせていただきたいという市民の声があります。ただ、当日出されたら、なかなかそれを使い切ることができないと、これは私の能力の問題だと思うけど、現実もあるんですけど、例えば前日にいただけるとか、そんなようなことができるのかどうか。

それから、その資料を出してもらうことがどうかということについては、これはそういう規定がないということで、ただ件数が多いということで、これも使い切れない、質疑の中でそれを使って質問したり回答をいただくことがなかなか難しい、出しっ放しということがあると思うけど、これについて前日に出していただくことが可能かどうか。それから、件数はどのぐらいということを決めたほうがいいのかどうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○尾川委員　今までこんな文書が出てきたかということを言うたんです。これが過去にあるか、見たことねえけど。執行部からこんなこと言うてくるの。

○立川委員長　僕も記憶にないです。

○尾川委員　これははっきりすりゃええ、よう受けたと思う。

○國光議会事務局長　今までこういう文書を受けたことは、事務局の中では認識しておりません。ないと思っています。

○尾川委員　これ逆に言うたら聞き取りをしっかりせえと言いたい。ええ加減なことを聞いて伝えずに、その答弁をせずに行きょうることが多い。答弁漏れということになっとる。そんなこと

を議論せずに、向こうの言いっ放しじゃねえか、どっちかというたら。

○中西委員　僕もこういう手の文書を初めて見る。この期に及んで何でこれが出てくるというのが、僕も今ずっと考えているけど、これがよく分からない。逆に、うちから言わせると、逃げて回った答弁なんかすなとか、言いたいことはたくさんあるわけです。だけど、我々はそんなことは言わずに紳士的に対応しているわけで、なぜ今さらこういうものが出てくるか疑問です。

もう一つは、１、２のところは分かったとしても、通告事項の遵守ですけど、質問の大きな項目があって、だんだん攻めていって、答弁が、３つ、４つ行くときに、いや、それは別の角度から見て、これはその問題についてはどうなんかということになると、最初の質問項目からしたらそれは別の項目になるかも分からないものが出てくる。しかし、この質問項目の中には包含されている内容だと僕は思う。もしそういうものまで質問は行わないようにということになってくると、これはなかなか一般質問、一問一答でやっていくと対応できないところが。その場合には執行部も、今日はそういうデータを持っておりませんという答弁の仕方で僕は別に構わんと思う。そういうところはどう考えるのか。

それから、要求資料の適切な運用、ここで運用と書いているのが僕は気になる。これは２つこの文書の中にあって、一つは質問における資料提出の在り方が一つと。それから、及び適切な運用について、こう２つの点を書かれていて、資料提出の在り方といえば、確かにたくさん議員が質問を出してくるから、資料がしんどいということになってきているのかも分かりません。それはそれとしてあるが、そういう資料の提出を、地方自治法との関係で言ってもそうですけど、我々議員にとってみれば、例えば委員会でこんな資料を提出するにしても、委員長を通じて、議長を通じて資料の提出を基本的にはお願いすると。そうでなければ資料は出てこない。しかし、委員会に属していないことに関しては、これは一般質問でもしない限り出てこないじゃないですか。あるいは、個人で書いて議長に上げて、普通のときに資料要求をしてくださいというんだったら、それはそれでしますよ。だけど、我々が委員会に所属しないところの資料を求める場合、これは本会議の一般質問のような形でないとなかなかする場所がないんじゃないじゃろうかと。これは考えてほしい。

それから、これは適切な運用ということで書かれて、出された資料を適切に運用してくれという意味じゃろうか。出された資料は公の資料として一般に公開されているものと同じというふうに私は考えているけど、そういうものでも一般には目に触れることになったらまずいのかどうなのか。今まで資料要求でも、物によっては回収もあり得ると僕は思うけど、ここはどういうふうに考えておられる。

○石原議長　こういう形で市議会に対して執行部から申入れ過去にはなかったということで、ここで初めてかもしれませんけれども、どういう形であれ、執行部の側から市議会のよりよい充実したものに少しでも近づける、こういう形で申入れをいただくことは私はあってもよろしいんじゃないかなと、議長として。逆に、我々議会の側も執行部に対して物申す際には、議運でもって

決定事項、それを例えば議長からその都度お伝えをさせていただいたりという流れもあるわけなんで、こういう形でお受けをさせていただいて、今御議論いただいていますけれども、事柄によっては各議員で市議会の中で確認もいただいた上で、御不明な点があればさらに問うていきますけれども、こういう形で私は市議会に対して申入れをお受けをして御議論いただく、これは一つ有意な形、有意な今時間じゃないかなとも思う。

１番、２番、さっきもごもっともですよねというお話がございましたけれども、聞き取りのところのしっかりした担当の方と議員間でのやり取り、もっとしっかりしたものに。前回ちょっと聞き取り、６月定例会でいいますと、聞き取りの時点と、それから読み原稿が出来上がったときに幾らかそごが生じていたりという件もございまして、それも幾らか全議員で共有していただいて、今後も引き続き聞き取りのところをしっかり、議員の側もその後の実際の質問に向けてのところでもしっかりその点は確認もしていただいてというところだと思います。

それから、通告期限後、通告をされて、これもさっきの聞き取りに通じるとは思うけれども、そこでしっかり確立された、聞き取りをした時点と後日質問内容が変わってしまうんであれば、執行部も混乱を来しましょうし、本会議でも混乱が予測されますので、その点の確認をとにかくこういう形でお願いをさせていただきたいということだろうと思います。

それから、３番目、通告されていない、これも６月定例会で今記憶に新しいものの中である防犯カメラ、監視カメラの案件を質問されていた際、再質問で話が膨らんで、教育現場での監視カメラ、防犯カメラの話に及びました。教育長いかがですかみたいな形で、教育長も手を挙げられて、私がそこで止めにゃあかんかったんでしょうけど、そういう形で、そこが通告外ではなかろうかということで私自身も顧みておりますが、そういうところもございましたので、質問されとるところの範囲、分野、そういうところはお守りいただきたいということだろうと思います。

それから、４番目の資料の運用ですけれども、答弁を聞きょっても資料のとおりですの一言で済まされると、聞いておられる方は何のことやら訳分からんということもございますので、これは時間がかかっても、ともすれば執行部のほうへ答弁として、言葉として数字であったりデータであったりを答弁をいただくことも一つ働きかけもありかなと思う。何か今、議員の皆さんてんでで通告の際、聞き取りの際に、私も記憶がございますけれども、何か資料要求されたものがありますかの確認だけで、これとこれ資料お願いしていますという流れの中で、今一般質問における資料の存在、在り方そのものが何か問われとんじゃないかと私は感じる。

○中西委員　僕は今の議長の意見とはちょっと違う。何が違うかというと、地方自治法の中では議会と首長、対等には見えるけど、実際には首長が上です。どう見ても首長の権限が上で、我々は一歩下がって、へりくだって一般質問をしているという立場。ここのほうがこういう文書を出してくると、それはもう上から目線で、おまえら何を言っとんだということになってしまいがちなわけです。我々はこの立場を同等の立場に持っていこうとしているわけで、そのためには今の法律の中でも何ができるかというところでの歩み寄りをしているわけです。ここのところが一つ

押さえておく必要があると。

そういう意味で言えば、さっき言いましたように、質問の命題があると。その命題から再質、３回目、４回目と行ったときには、ここの段階ではこの枠の中には変わらないけども、枠の中に入った質問項目はないけども入る場合があり得るわけです。そこまで我々してはならないと言われると、何回も質問ができないということになってくる。全く別項目、別の話をここの中に入れてくるということは、これは別の話ですけども、私は今までの執行部であれば、通告もなくて今回は資料を用意していないから答弁できません、これで答弁しとるわけですよ。そういう答弁の仕方も僕はありだと思う。そういう点では、こういうことを書かなくても別にいいんじゃないかと思います。

傍聴者の話は僕は別だと思う。執行部が今言っているのは、出してくる分量がしんどいんでということでいえば、それはそれでなんですけども、我々議員からすると、要望する場所はここしかないというところでいえば、傍聴者がどう聞いているかは別にして、議員からすると、この本会議での資料要求をしなければできない。例えば、私は今回一般質問で、吉村市政時代に買った土地全て地目を上げて、どのように平米数も含めて、農業委員会に係るやつ、今どういうふうになっているのか、この一覧表を資料要求しようということで、一般質問の中には入れている。そういう土地がどうなっているかというのは大変気になっているわけです。それは聞かざるを得ない。私が委員会で聞けるかというたら、聞けないわけです。それは一般質問のところで聞かざるを得ないと、私はそういう資料要求はぜひさせていただきたいというお願いです。

もしこういうものでやるというなら、うちも議運で話をして、一項目ずつ起こして出してもいい。だけど、私は一番最初今日言ったように、９月１日にするか、２日にするかなんてことは、初日の議運でそれを文書にして、議運の委員長は世慣れておられる方ですから、もう文書にしてとおっしゃられたけど、私はそこまで言わなくても、議長がそういう一言の中でいいのかなということでしたけど、もしこのような形で執行部がしてくるなら、我々も文書で出さざるを得なくなる。この程度のことで言えば、もう少し話合いができるところじゃないですか。これはある意味では事例を基にやっていかないと、外れている、外れていないということをしないといけないものかも分からんですけど、こういうものを僕は文書で出してはどうかなと。我々も文書では出してないわけですから。もう少し、話合いの中でできるところと思います。

○中村委員　新人ということで、訳も分からずやっていたのが６月議会で、いろんなルールがあると思いました。いろいろと議論を交わす場が議場じゃないかなと思っているので、通告から次第に外れていくということは、先ほど中西委員からもありましたが、当然あることかなと思ったりします。

それから、頭が回らないので、こちらが最初にした質問に対して執行部がどのように答えてくださるかということは、私たちはその場で聞くわけですから、そのときに頭を働かせて、次の再質問を考えている。資料もその日の朝に来て、読む時間が２０分か３０分か、最初の質問者だっ

たらそんなに時間がないわけで、そんな中での話なので、こうですよと言われたらこうなんかなと、この申入れが言われたらそうなんかなと私は思いますけれども、あまりがちがちにされると困ったなというところがあるので、その辺のところを考えていただけたらありがたいと思います。

○森本副委員長　１番、通告事項の遵守で、通告外の話ですけど、中にはこちらが見ていてもあれは通告外よなっていうときに、ただ執行部も答弁される場合がある。通告外だとこちらが受け止めて、聞いているほうがね。答弁されるときもあるし、もし執行部が通告外だと思うなら、はっきりと今までも通告外ですって言って意思表示をされていたので、それはそれで向こうが通告外ですって言うたらそれで私は済むことかなと思うけど、受け止め方で、通告外かもしれないと思っても答弁されていることもあるので、そこら辺は今後検討することかなと思うのと、あと私が分からないのは、資料の適切な運用の、この運用というのが、中西委員も言われてたけど、この運用ということがいまいち理解ができていないので、これは継続して協議をお願いしたいということなので、もう一度執行部に、どういう運用が適切な運用と考えておられるのか、もうちょっと詳しいことを聞かせていただかないと、この文面だけじゃ私は判断をしかねるので、もう少し掘り下げて聞く機会があったらしていただきたいと思います。

○青山委員　私の質問にまだ答えてもらってないと思うけど、先ほども運用、それから中村委員からも、当日の朝渡されてなかなかそれを読み切って生かせれないという話もあったけど、私も同様で、例えばそれを前日にいただくことができるか、そうしないとなかなか運用が十分できませんということもお伝え願えたらと思います。その点について。

○國光議会事務局長　先ほども申したように、執行部は出す、運用というところは、はっきり僕も申し上げられませんけど、例えば直近の委員会までにとかということも話合いではできるのではないかと思います。僕が今はっきりとは申し上げられませんけど。

　あと、中西委員が言われたように、委員会外のものとかというところもあると思うので、その辺の出す時期、それからルール、その辺をお互いに決めるというか、ルールを考えていく機会になればというところもございます。出すとか出さないとかじゃなくて、ルールをもうちょっと早めに、例えば直近の委員会までとかという、その話合いのきっかけになればとは思っております。それは執行部にも伝えます。

○中西委員　直近の委員会というと、これは一般質問よりも随分前ですし、それから本会議の定例会の中での委員会となると、これは後になります。これは一般質問でのことで、自分の所属していない委員会のことについて聞く場合が多いと思う。一般質問ではそれができるということで。そこでの資料の出し方、せっかく出したのに全然使ってもらってないじゃないか、作った時間、作ったほうから言ったら、物すごく忙しい中作ったのに、無駄だったな、後に回せるんだったらもうちょっとゆっくり作ればよかったなという話になると思うんで、せめて前日、一般質問される、資料請求された方の前日までにいただければ、その日に読み込んで、次の質問に生かせ

る、再質になると思うということです。その辺のところの協議を執行部ともやっていただきたい。

○尾川委員　今一般質問の在り方についてもうちょっと勉強せにゃしょうがねえんじゃないかと思う。執行部の言い分はよう分かるけど、勝手なことを言うなと言いてえし、私も含めて一般質問で再質問とは何ならというのを分からずに行きょうる場合もあるし、一般質問の精度を上げていくという努力はせにゃいけんと思うんで、それは通告外と言うたりすりゃ、通告外かどうかというのもあるし、それから範疇がどのぐらい広がっていくか。中には、一般質問をして、また新たな質問をしたりする場合もあるし。その辺もあるから、一度メンバー５人、５人替わっとるということはあるけど、こっちも含めて、一般質問についての精度を上げていくということで、そういう機会をつくったらどうかと思いますけど。

○石原議長　１から３は、３番のどこから通告外かというところもあるけれども、おおむね一般質問における大原則のようなところなのかなと私は感じております。議員が心がけるべきというか、そこはしっかり御確認をいただいて。４番資料の在り方については、今後継続をして御協議いただければということで、せっかくの資料を有効に活用されるような一般質問の在り方。その中で、尾川委員先ほどおっしゃっていただきましたけれども、一般質問そのものも備前市議会の今のスタイル、かなり長い間、前段で３０分の一般質問、また３０分の再質問という形で、このスタイルが続いとんでしょうけども、一般質問の在り方についてもこの機会にまた今後議運等でも御議論いただいて、よりよい形になっていけばと感じております。

これ書面でいただいたからとて、書面で何らかで市議会からお返しすることは今のところ考えておりません。４番資料については引き続き継続して御協議いただければと感じております。

○中西委員　中村委員がおっしゃられた、６月定例での新人の方が頑張って一般質問されて、私はよく頑張られたと思う。６月定例が終わったときの議運でも言いましたように、６月定例会の一つの特徴だったなと思って、今後それがまた続いてどう生かされていくのかというのが大切なんで、そのときの１年生の議員の皆様の発言が、ここに書いてあるということでいえば多少ずれたところもあるかも分からない。でも、それは私は、議会としては大分大目に見てあげていいんじゃないか。大変御苦労もあるとは思うけども、議長にも差配をしていただきながら、私もこれはどうかな、議会を動議をかけて止めるというところまですると、議会が止まってしまうとそれは時間がかかりますから、よほどのことがないと動議はかけたくないと思ってますんで、それはそういうものとして理解してあげてもいいと思います。

委員会の中でも、いろいろ新人の方おっしゃられますけども、なるべく委員会の中は止めずに、委員会が終わってから、私のほうから幾つか助言をさせてもらったり、あと事務局にお願いをして、議事録の訂正をお願いするとか、そういうことをさせてもらいながら、１年生の議員に我々も何を伝えていくのか、１年生の方のそういう意味での古い議員もどういう援助の仕方があるかも考えていかなくちゃいけない。それは執行部の方にもしばらく、うちも努力しますけど

も、一段高い位置におられるんだから、太っ腹で対応してやってくださいということぐらいはお願いしとってもいいのかなという感じがします。

○立川委員長　休憩入れます。

午前１０時４１分　休憩

午前１０時５５分　再開

○立川委員長　休憩前に引き続き始めたいと思います。

いろいろ皆さん御意見ございまして、我々としても反省すべきところ、それからお伝えしていくべきところ、ただしやり方についてはどうなのかなと。これ備総第２９８号ですからね。正式文書で議会へ申し入れると、今までなかったというところもありますので、さっき休憩中にお話ありましたけど、萎縮する人もおるでしょうし、当たり前のことで放っとけという人もおるでしょうし、受け止め方はいろいろですけど、議論になるというのは一つがいいのかなと。ただ、こういう議論が本当に執行部と我々議運なら議運に出てきてもらってもいいと思います。参考人で。そういった話の進め方になるように希望したい。議会としたら申入れでこんなことを言われるのは非常に残念な思いは、尾川委員が言われたようにありますので、本来ならという気もせんでもないけど、本当にこの文書に書いておりますように、二元代表制の両輪としてと、ある程度執行部にも言いたいことが、中西委員みたいに山ほどあるでしょうし、緊張感を持った一般質問にせないかんと。今緊張感ないですからね、執行部というところもございますので、今後またお話をして、皆さんに分かりやすい何か機会を見てこれをお話しするほうがいいのかなと思いますけど、どうでしょうね。さっきもあったけど、これだけ読んだらがんじがらめ、執行部の言うとおりという懸念もございますので、この件については各会派にお持ち帰りいただいて、その辺御説明いただくなり御検討いただいて、こんな申入れがあるから、議会としてもできることをやろうというスタンスでいいと思いますけど、今後こういうやり方は御勘弁をいただきたいというのは申し上げておきたいと思います。

次、⑤議会運営委員会の協議事項について、一覧表をお渡しさせていただいてると思いますが、前回からの申入れで、前回の議会運営委員会で、ちょっとでもやっていこうというところで、これ事務局にお世話になりまして、カテゴリー別に一覧にしていただきましたので、できたら一つずつやっていきたいと思いますので、お時間頂戴してやらせていただきたいと思います。

本会議に関する事項を今日やりたいと思います。

３月定例会の日程についてというところですが、これは令和４年からのお話ですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　令和４年からの、それより前からもあったかもしれませんけども、令和４年６月からはあります。

○立川委員長　内容について簡単に言えますか。定例会についてということだけですけど。会期のもんなのか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　会期のことだと思います。３月は小・中学校の卒業式とかこ

ども園の卒園式等の関係がありまして、そちらに御出席されるということもありまして、なかなか日程が組みにくいというところのことだと思います。

ただ、今現在それがどうかというのは、その辺も調整させていただきながら、多少長くなりますけれども日程は組んでいけているという状況でございます。卒業式、卒園式の関係のことだとは思います。

○立川委員長　これ我々のほうでいかんともし難いというところの日程が入ってくるよと、小学校、中学校、こども園。これに出席すると、執行部も出席する、議員も出席する。日程がずれるよと調整したら厚くなるというところのお話ですけど、これはやむを得ないと思うけども、極力御努力いただいて、日程調整いただいてというしかしょうがないですね。

○尾川委員　これは恐らく、卒業、卒園式絡みで日程がちょっとはっきりせんというのは、それがあるけん前倒しすりゃええけど、当初予算の固まりが遅いという関係もあって、それでけつをくくって４月から予算執行になるから、いろいろそういう問題を言うようたんじゃと思う。だから、前倒しすりゃあ予算が立たんという問題があるし、遅過ぎたら予算が執行できん。それから、卒園式、卒業式があって、日程がもうふくそうするというか、そういうことを言うようたんじゃねえかと思うんで、これは今は何とか調整していきよるから、もう解決しとんじゃねんかな。

○青木議会事務局次長兼議事係長　日程のほうは、事務局と執行部で調整をさせていただきながら進めておりますので、基本的には大丈夫だと思います。

○立川委員長　済みというところで、消してください。一応日程調整がつきつつありますよと、現況では、ということですね。

続きまして、これも古いですけど、委員会からの代表質問というテーマですが。

○尾川委員　これはいろいろ提案があったけど、委員会として絞ってすればというよその議会からして、委員会で一つの意見をまとめたほうが執行部が動きやすい、動いてくれるんじゃねえかということで、何件かを委員会で、タイミングもあると思うけど、毎回毎回か、それとも半年に一遍とか１年に一遍とか、代表質問という形で委員会としての要望事項を取りまとめていくという質問があるべきじゃねえかということで、代表質問という形でしたほうが、個人で言うたら聞きゃあへんから、個人個人が勝手に言いたいこと言よんじゃから、代表で委員会で一つの意見をまとめて重点項目で今年度はこれをぜひやってくれとか、予算は当初予算に間に合うように今の９月か１１月、１２月議会じゃ遅いかもしれんけど、タイミングもあるけど、今通年みたいな形になってきとるけど、タイミングで年に１回ぐらいは代表で委員会としての意見をまとめて出したらどうですかという提案だと思う。

○立川委員長　今御説明ございましたように、委員会としてというところの質問、代表、これを一般質問と一緒にということでしょうね。

○尾川委員　そうそう。一般質問とは別にね。

○立川委員長　一般質問日に、一般質問と一緒で、その中で代表質問。

○尾川委員　普通は会派代表質問がある、全員じゃねえけど、大体よそはやりょうると思う、会派代表質問を。どっちか言うと個人の質問を薄うするような。だけど、それはやったらあまりようねえと思うとんで、その辺で。

○立川委員長　ということは、プラスという考え方ですね。

○尾川委員　そうそう、プラス、プラス。

○立川委員長　ということになりますので、４回ございますので、今常任委員会が３つというところで、さっき一般質問の運用に関する申入れ書が出てきましたけど、例えばこういう問題を議運で質問してみるというような、そういうニュアンスですか。

○尾川委員　年に１回当初予算を立てるときに、委員会としてこれが一番懸案事項で、まとまるかどうかなんよ、議員が。まとまらないけん。まとめて一つを出すということでしたほうがええんじゃねえかという、それだけのこと。

○立川委員長　やってみたらいいじゃないですかとは思いますね。

○尾川委員　年に１回とか。

○立川委員長　強制的にするんじゃなくて、例えば今学校のクーラースポットにかかわらず、体育館のクーラーとか、いろんな問題、例えばこっちの委員会でやっておられます。それについてというところで、厚生文教委員会としてやるんです。総務産業ですと、建物、建屋の話をやってみると、そういうニュアンスですか。

○尾川委員　そういうこと。取りまとめて１件か２件か、委員会としての意見を集約すると。できるかどうか。

○立川委員長　研究してみたらどうでしょう。何か今のお話でやってみようとか、もう要らんの違うかとか。これ問題はないでしょう。例えば、一般質問日に、最終日でいいですわ。委員会の代表質問をやるというのは何か問題ある。

○尾川委員　研究してもらやあええが。

○青木議会事務局次長兼議事係長　私も委員会の代表質問というのは勉強不足で存じ上げていないですけど、検討はさせていただきますけれども、なかなか今一般質問、１５人の方がされていると。さらにそれを加えるのかとかという、いろんな問題も出てくると思いますので、これは引き続き調査研究していただければと考えております。

○立川委員長　もうするということではなくて、やれるときにやろうというニュアンスでしょう。委員会で議論がまとまって、してくださいと言うとやっぱりそれは負担になるでしょうから、これをぜひやろうとかというのがあれば、できる体制というふうに僕は捉えた。

○森本副委員長　会派代表でされてるところも毎回じゃなくて、年に１回とか、そういうところもあるので、尾川委員のおっしゃることをするのであれば年に１回とか、議会報告会で各種団体とお話をされた後に取り上げるとか、そういう形でもいいと思うんで、それは研究していただければと思います。

○立川委員長　そんな形みたいですから、研究してください。これもジャンプアップしといてください。

　続きまして、議会中継動画の使用許可について、何か説明できます。

○青木議会事務局次長兼議事係長　数年前に備前市をにぎわせた案件がありまして、議会の映像を使わせてほしいという申出が民間のテレビ局からございまして、そのときは議運で諮って、一応不許可ということにしております。ただ、今後もそういったことがあった場合に、どのような対応をしていけばよいかというところで、こちらに上げさせていただいているというところでございます。

○立川委員長　例えば民間のメディア、個人では当然断るんでしょうけど、どんな。

○青木議会事務局次長兼議事係長　個人も含めて御検討いただければと思います。

○立川委員長　議会の中継動画は、本会議と解釈してええんかな。委員会動画はないから。

○青木議会事務局次長兼議事係長　このたびは本会議でございます。

○立川委員長　全文を流せばいいんでしょうけど、当然そういう機関ですと、細切れですね。ええところ取り、悪いところ取りというか、その場所だけ取られる可能性があるということで、多分前これにしたんじゃないかという気はするけど、その前後は分かりませんからね。週刊誌なんかでよくやってる切取りで、その場面だけっていうのが困るからということだったんで、いいほうに使われたらいいですけど、その辺のことどうでしょう。

○青山委員　これユーチューブで流れてるということで、一般の個人が見られてると思うけど、無断の使用はしないでくださいとか、何かそのような一文とかあるんですか。ユーチューブだけでなしに、ひなビジョンなんかでも流れていますけど、本会議については。

○立川委員長　そのテロップは流してない。何か分かる。あれは視聴やから、ないと思うけどな。切り取って悪用されたら、それはそれで損害賠償。注意文言とか入っているんでしょう。

　配信している中継は備前市議会の公式記録ではありません。注意事項として、免責として書いてあります。配信している映像の著作権は備前市議会に帰属します。なお、中継画面あるいは内容を許可なくほかのウェブサイトや著作物等に転載しないでくださいということで、インターネット中継の視聴方法、注意、免責事項の欄には、ホームページには書いてあります。

○森本副委員長　許可を取って、そのたびに諮る。

○立川委員長　申請があって、見るだけ。ということになると、無断使用は一応エヌジーになっていますよね、ホームページ上。議会中継動画の使用許可についても、原則エヌジー。許可制ですよというのをうとうてあるもんね、ホームページに。

○青山委員　メディアの人とかはそういうのは分かっているんで、許可を聞いてくると思うんですけど、一般市民は。

○立川委員長　されても対抗要件はホームページに注意事項として記載してますよという。困りますと、問題があればというところやね、現状は。

○青山委員　だから、ホームページを見てもらわにゃいけんということですね。見てない人は。

○森本副委員長　前回はたしか、そういう話が出てきたらその都度議運でもう一度諮りましょうということで、拙い記憶で申し訳ないけど、それで終わったような記憶もある。その都度、要請があったらそのとき議運を開いて、どうするか決めましょうっていうことで終わった気がするけど、ただそれが毎回毎回、それがずっとよくある話なんか、もうこれから先ないかもしれないので、あれですけど、多分そういう結論で終わってた気がする。

○立川委員長　ということは、現実市のホームページでもエヌジーを出してますので、許可なく。許可申請が来た場合は原則エヌジー、あとは議運でというお話やね、今の。それでいいんじゃないですか、この決定事項は。何か問題ある。

○青木議会事務局次長兼議事係長　議運を開くその時間的余裕があるかどうかというところも出てくるんです。だから、ある程度決めていただくところがあればいいとは思うんですけれども。

○立川委員長　例えば、公益性に反しないとか、そういうこと。そういうことがクリアすればオーケー出すよという基準をつくれという、そういうこと。石村さん、そういうこと。

○石村庶務調査係長　前回、テレビ局から使わせてほしいという申請がありました。そこはお断りした記憶がありますけど、他局では勝手に使われていたところもあります。それから、市議会のホームページでの配信はユーチューブですけれど、その仕様上、共有ボタンというのが既にありまして、共有することを幾らここで認めないと言っても、仕様上共有されてしまう可能性は十分にあります。ですので、どういうやり方がいいのかは一度検討させていただいて、ここで駄目だと言われても、ユーチューブの仕様上共有ボタンがございまして、各種ＳＮＳに飛ばすことが簡単にできますし、備前市のホームページもそのようになっています。ですので、これは一度検討課題にさせていただきたいと思います。

○立川委員長　何を検討したらいいん。

○石村庶務調査係長　例えば、映像を許可なく使わせないというんだったら、それなりの仕様に変えないといけませんし、ユーチューブを使用することはできないと思います。

○立川委員長　今の議会中継もユーチューブを通じないで、別のやり方でするしかしょうがないということ。そこまで問題が行くらしいです。その技術的なことを調べてみてください。

　ユーチューブ駄目ですよ言っても共有されたら、流れてしまうんやったら、ユーチューブ自身を使わないで済む方法ということになってしまう、今のお話では。

○石村庶務調査係長　今の時代、これを拒むことはなかなか難しいと思います。正直に言ってきたらお断りをするけど、勝手に使われたら仕方がないというところもあって、前回も私は実際に見たんですけれど、ほかの放送局で使われていました。ユーチューブよりっていう格好で使われていましたので、東京のキー局だったんですけれど、それを追いかけてはいませんけれど、その辺もありますので、なかなか難しい問題だとは思います。

○立川委員長　これも結論の出ないお話になるけど、使用許可については原則お断りしとるとい

うところ、原則は。無断使用というたら失礼ですけど、勝手に使っとる分は知らんというのが現状でしょう。議会としては、一応申請があれば、さっきお話があったように議運で議論するということのお話になっとるみたいですし、技術的なことも入れて研究いただけたら、これはもう我々じゃなくて、お願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

では、議会の申合せ、本会議の質疑について、これ現の先例６８にありますということなので、これも御説明いただけますか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　こちらのほうは中西委員からの御提案がありまして、一般会計で予算決算審査委員会、皆さん全員議員が委員になっておられますので、本会議では所属の委員会の質疑は行わないということになっておりますが、急な計画変更等々のことについて市長に質疑をされたいという御提案があって、こちらのほうに載せております。

○立川委員長　中西委員、これ大体分かりますか。

○中西委員　記憶にないな。

○立川委員長　本会議での質疑が、一応所属している委員会以外というところで、予算決算については、さっき御説明があったように、質疑を一応遠慮しましょうと。当然審査で言ってくださいということでしてるのを、本会議でできるようになりませんかという、その当時天の声ばっかりやったんで、そういうお話だろうという気はするけど、これいいですか。記憶にないと御本人おっしゃっとんで。

というところで、これペケポンにしといてください。

次、一般質問答弁書の事前配付について。

これ結構言われようんですけども、答弁書、以前も出てませんでした。当日の早いときは出てきてましたよね、済んだ後ぐらいが一番早かった。例えば、今日一般質問の日がありました。今日質問しました。帰るまでにその答弁書が入ったのが一番最短、そういう経験あります。それを事前に配付してくれと。いわゆる再質とかやりやすいからくれとい意味。

○青木議会事務局次長兼議事係長　そのようにお聞きしております。

○立川委員長　これについてはどうですか。

○森本副委員長　情報として聞いたら、津山市議会は再質も含めて、二つか三つぐらいまでは執行部と事前にやり取りをしとるというのは聞いてます。情報だけで言うのがいいか悪いかは別ですよ。情報としては、そういうところをされとるところもある。

○中西委員　これは多分新人議員が出している案件だと思いますが、さっき資料をその場でもらってっていうときに頭が回らないと同じように、相手が何を言われるのか分からない状態で再質を考えるということに対して、かなり難しさを感じているという部分で出させてもらっていると私は理解しています。

○尾川委員　それはおかしいんじゃない。質問しとんじゃから、自分が質問しとってその内容が分かっても、答えがどういうことが出るか、それは分からんわ。大体質問を決めとんじゃ、範囲

を。それは論理一貫せんで。自分がこういう質問しとんだから、答弁の範囲で来るはずなんじゃ。それを何もかも全部教えてくれと、それは虫がええ話と思う。

○立川委員長　さっき言うたように、ちょこちょこそういうお話は聞きます。尾川委員に言わせたら、それが議会の腐敗やとおっしゃられますけど、それでもあるところもあるみたいですね。

○中西委員　これは出来レースをやるべきではないだろうかと思いますね。実際に、最初に市長の答弁と、それから何回か続いていって最後に答弁、まるっきり違うときだってあるわけだし、それは最初のところの答弁が出とったら実際の答弁にならないですよね。

○森本副委員長　新人の方は不安に思ってあれですけど、今までみんな新人でやってきて、その中で成長してきたかな、してないかもしれませんけど、それがあるので、再質問のところまで含めて想像しながら、執行部がこう返してくるんじゃないのかなっていうことも含めての一般質問で取り組むしかないのかなとは私も思います。

○尾川委員　事務局はどねん考えとんで、このことについて。答えられんかもしれんけど。議会運営の面から一般的な話で、こっちは自分のこと言よんじゃから。

○青木議会事務局次長兼議事係長　なかなか事務局で申し上げにくいところがございます。やはり一般質問になりますと、議会、言論の府ということがございますので、答弁書を見てどうのこうのでなしに、口頭でのやり取りが一般質問、議会の在り方ではないのかなと思います。

○立川委員長　そういうことで、事前配付については多分御理解いただけたと思います。

ただ、これはお願いしといてほしいのは、やっぱり当日出してほしい。済んでからすぐにでもというお願いはどうかな。

○尾川委員　これはいろいろ、昔、答弁の内容と答弁書が違うたことがある。じゃから、ある程度時間を置いたらないといけないと思う。要するに事務方は、市長が答えることについて訂正できんわけじゃ、時間がなかったら。だから、ギャップがあったことがある。おかしいというて、問題になった、議会で。答弁の内容と答弁書の内容が違った。それはいけんのじゃけど、現実にあった。そうしたらきちっと答弁書を見て、答弁の内容をチェックして、本来は出すべき、事務方は。

もともと出てなかった。要するに議会だよりをつくるときに、聞き取りして筆起こししょうったら大変じゃ。もう出せと言うたわけじゃ。向こうはペーパーがあるから出してくれ言ようる。もともとそうなんじゃ。議会だよりの答弁書をつくるのに困りょったん、皆。

○中西委員　速やかに提出してくださいと、それでいいんじゃないですか。

○立川委員長　速やかにということでやめておきましょう。そんなところで、答弁書の事前配付については控えるほうがいいだろうと。速やかな提出をお願いするというところで締めたいと思います。

今日のところは本会議に関する事項をやりました。また、次回には委員会に関する事項というところで進めていきたいと思います。手をつけないと減っていきませんので。

というところですが、何かその他でございましたらどうぞ。

○青木議会事務局次長兼議事係長　⑥の行事予定は、レジュメに記載のとおりでございますので、日程を御確認いただければと思います。

それと、市の行事予定ということで戦没者追悼式、それからこちら議員と三村岡山大学名誉教授との意見交換会ということで、別紙に開催の御案内というところで今日はお配りさせていただいております。

こちらは三村教授が備前市議会議員の皆様と意見交換をしたいというところの申出で意見交換をさせていただければと。議員についても任意でお願いするというところでございますので、日程等よろしくお願いしたいと思います。

○尾川委員　この間、総務産業委員会でこのミーティング、９月２６日、１０月３日、１０月１０日、タウンミーティングの第１回をやるということで、いろいろ意見が出て、チラシを配れと、申込方法についてはホームページで御参照くださいと、これでもう変わってねえということ。何か意見出たけど、この間。どねんなったんじゃろうかと思うて。

○青木議会事務局次長兼議事係長　総務産業委員会でいろいろ御意見がございました。ただ、今回そちらについては私のほうでは確認は取れておりませんので、また確認させてみたいと思います。

○中西委員　三村教授はどういう立場で備前市議会議員の意見を聞きたいということですか。何か質問したら、議論の過程で市の現状やデータ、計画等については職員が回答しますというて言ようるけど。何なん、これは。

三村教授が市の立場に立って、議会も市の立場をよう理解して、賛成せえということを言よんかな。どういう立場で話を聞く。議会はもう十人十色の話をしょうるわけだから。もう大賛成の人もおれば、市民センターやっぱりエアコン入れなあかん言ようる人もおるわけじゃし。

一般質問で僕も今回出しといたけど、議会の意思なんてどう尊重するかを教えてほしい。三村さんにそんな話をしてもいいんじゃろうか。先生、議会の意思を市長が聞いてくれんけども、ちょっと一言市長に言うてもらえんじゃろうかと。

僕は三村先生が来られると出席して、幾つか聞きたいんですよ。タウンミーティングに出て、先生、どうでした、先生の御意見、感想聞かせてくださいとか、幾つか聞きたいことがある。

○尾川委員　これは誰が許可したん。する言よんじゃろ。来え言よんじゃろ。有志じゃけど。出席せんでもええけど、強制じゃねえけど、やる言よるわけじゃろ。どこで相談したかと思うて、どういうスタンスでこの副学長が出るんか知らんけえな。

○立川委員長　その状況は分かりますか。これは説明資料で、施設のマネジメント推進課が出しておられるけど、そこが決めたということで解釈してええんかな。

○青木議会事務局次長兼議事係長　施設マネジメント推進課から御案内がありました。一度この９月２５日ということでよろしいかということで議運でもお諮り、御案内してというところで

す。

○中西委員　本来ならこのテーマで言えば、施設マネジメント推進課が議会の皆さんのいい御意見をじっくりお伺いをしたいと言うてくるのが本当だけど、三村先生は伴走型で、横について聞いて助言をしますよという方、その助言者がここへ来て説明会をしたら、助言者じゃなくなってしまうんじゃないかな。

○尾川委員　総務産業委員会でする言うたかな。

○青山委員　これは任意でということで、要請なんで、いいんじゃないですか。

○立川委員長　ここにかけんでもいいん。議運で説明する必要ない。

○青山委員　いやいや、それは私の議運の中での意見です。

○中西委員　どこが主催するものかというのはきちんと書いて、連絡先とかがないと、それは怪文書になりますよ。

○立川委員長　これはここで協議してくださいということで持ってこられたんですか。

例えば、議長のほうにこれ回すで、頼むとか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　日にちは忘れましたけども、８月になって総務部長と施設マネジメント推進課長が来られて、三村先生が議員の皆様とお話をしたいと、御意見を聞きたいというところで来られて、局長と私、事務局のほうに来られました。それで、この案内が昨日届きましたので、今日議運でお出ししたというところでございます。あくまでも任意の御参加というところなので、一応開催される、意見交換会させていただきたいというところだとは思います。

○立川委員長　これ議長を通じて。議長のほうにも話されとんですか。

○青木議会事務局次長兼議事係長　申し訳ございません、議長にはお話はできておりませんでした。

○森本副委員長　８月総務産業委員会の後、前。

○青木議会事務局次長兼議事係長　前だったと。

○中西委員　そういうくだりも説明をさせてもらいながら、私も質問させていただきたいと思います。三村先生が来られるというんで、私もぜひお伺いをしたいと。

○森本副委員長　結局、議運でこの話が出てきて、この資料を議員個人に訴えて、議員の好きなように、マネジメント課が個人の議員にお願いしますという。このままだったら、この文書そのまま皆さんに出したら、議運で了解したイメージになるから、そこら辺をどうされるか。

○立川委員長　施設マネジメント推進課に、怪文書と言われたと。事務局長並びに議長も通じてきちっと案内いただけたらと。執行部にしっかりしたものにしてというお願いをしてください。

○青木議会事務局次長兼議事係長　そのようにお伝えして、正式な御案内ということで出していただくようにします。

○中西委員　一つだけ確認させてください。

この「広報びぜん」に載っています窓口受付時間が変わりますと、これは私も委員長として担

当の部長からお伺いをし、同時に議会、委員会の非公式な打合せのところでもお伺いしましたけども、基本的には窓口業務を行っているところというふうにお伺いをしていたけども、先日の委員会に総務部長が出席をされて、この庁舎全体、６階も含めて窓口時間は全体変わりますというふうにおっしゃられたけど、６階というと、この議会も指し示す。それから、同時に５階、４階も指し示す。私は１階、２階の窓口だけかなと思って認識をしてたら、そうではないと、庁舎全体だと。ただ、出先の総合支所は違うということですけど、これはうちの６階もそういうことで了解をしておられたことでしょうか。

私は何しろ、窓口業務のあるところだけと思ってたんです。だけど、総務部長は全体を含んでとおっしゃられた。

○立川委員長　６階を含めてというお話でしたもんね。

局長、何か聞いておられますか。

○石原議長　局長もおられたけど、中西委員長も数日前に、私と副議長と総務産業委員長のところへその件の御報告ということで、総務部長が来られまして御説明を受けたときには、恐らく副議長、それから青山委員長も御認識かと思うけど、もう全庁、１階、２階のみならず、全てのフロアを本庁においてはその形で１０月１日からの施行ですという形で説明を受けた記憶がございます。そのときに、中西委員長は御都合がということで、後日単独で御説明を受けられたと思うんですけども、私どもはその認識でおった。

○中西委員　私の認識が不足だったかなと思います。私が後日説明を受けたときには、窓口業務、うちの委員会の話のときもほぼ窓口業務というふうに理解をしていて、だから総務部長に申したのは３つの点、誰もが取り残されない、それから試行期間が取り残されて開始する場合の検証方法をどうするのか。３つ目は、窓口の問題だけでなくて、全体の勤務時間も含めた全庁的なこういう中でその窓口のところはどういう位置づけになるのかということを考えなくちゃいけませんよと３つ申し上げた。そのときにそういう話は出なかった。本人がそういうふうに説明したと言うけど、私の認識不足でした。

○立川委員長　何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、長時間ありがとうございました。お暑い中でしたが、また９月から始まりますのでよろしくお願いします。

午前１１時４７分　閉会